

令和8年4月1日現在

富士川町マスコットキャラクター ゆずにゃんデザイン使用ガイド



富士川町

もくじ

1 はじめに	-1-
2 使用申請の流れ	-2-
① 要綱・ガイドの確認	-2-
② 申請書類の準備・提出	-2-
③ 審査・承認	-2-
④ デザインの受け渡し	-3-
⑤ サンプル品の提出	-3-
⑥ 記入例	-4-
3 注意事項	-5-
① キャラクター名の表記	-5-
② キャラクターコンセプト	-5-
③ 基本デザイン使用上の注意事項	-6-
④ 使用承認ができない場合	-7-

1 はじめに

富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんのイラストは、「富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんの使用に関する要綱」に基づき、使用の承認を受けることで、無料でご使用いただけます。

使用する際は、富士川町へ申請書を提出し、事前に承認を受ける必要があります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、申請書の提出は必要ありません。

- (1) 町が使用する場合
- (2) 町内の保育園、幼稚園、学校等が教育の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が、報道、広報等の目的で使用する場合
- (4) 町長が申請を必要としないと認める場合

※ 注意事項(5 ページ)をご確認の上、使用をお願いします。(申請を必要としない場合も同様)

2 使用申請の流れ

① 要綱・ガイドの確認

「富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんの使用に関する要綱」および「富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんデザイン使用ガイド」をご確認ください。

② 申請書類の準備・提出

【申請書類】

- (1) 富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんデザイン使用承認申請書(様式第1号)
- (2) 使用しようとする商品、印刷物等の見本
- (3) 会社概要等、申請する方の事業内容を示す書類
- (4) そのほか、町長が必要であると認める書類

※ 使用の承認を受けた後、使用内容を変更する場合は、富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんデザイン使用内容変更申請書(様式第4号)を提出してください。

③ 審査・承認

申請書類の提出を受け、使用目的等の内容に問題がなければ承認となります。
承認された場合は申請者に富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんデザイン使用承認通知書を、承認がされなかった場合は富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんデザイン使用不承認通知書をお渡しします。

④ デザインの受け渡し

デザイン(イラスト)データをメール(PNG)でお渡しします。それ以外の方法でのお渡しをご希望の場合は、お気軽にご相談ください。使用できるデザインの一覧は、別紙「ゆずにゃんデザイン SAMPLE1」および「ゆずにゃんデザイン SAMPLE2」をご覧ください。

⑤ サンプル品の提出

完成品ができあがりましたら、町に提出をお願いします。提出が困難な場合は、写真でもかまいません。

記入例

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

富士川町長

申請者 住 所 **富士川町△△△△**
氏 名 **富士川 太郎**
電話番号 **〇〇-〇〇〇〇**

富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんデザイン使用承認申請書

富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんのデザインを使用したいので、富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんのデザイン使用に関する要綱第3条第1項の規定により申請します。

使用目的	タオルの作成
使用方法	・自店での販売 ・イベント参加時のおまけとして配布
使用場所又は地域	・自店 ・●●祭り会場
使用期間	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日まで ※使用期間は、2年以内です。
使用数又は製作数	・自店販売分90本 ・おまけ10本
連絡先	氏名： 富士川 太郎 電話番号： 〇〇-〇〇〇〇 E-mail： ●●●●@●●●●
備考	

添付書類

- (1) 使用しようとする商品、印刷物等の見本
- (2) 会社概要等、申請者の事業内容を示す書類
- (3) その他町長が必要であると認める書類

3 注意事項

① キャラクター名の表記

ゆずにゃんのデザインを使用する場合、ゆずにゃんのイラストに

「富士川町魅力 PR 担当ゆずにゃん」または**「富士川町ゆずにゃん」**と必ず明記してください。なお、スペースやデザイン等の関係により、明記が困難な場合は、**「©2020 富士川町」**と明記をしてください。

② キャラクターコンセプト

誕生日:3月8日

性格:人懐っこくてさみしがり屋、マイペース

好きな食べ物;棚田米のおにぎり・郷土料理の「みみ」・穂積のゆず製品

好きな花:さくら、

趣味:温泉めぐり

※ゆずにゃんの色は、変更しないでください。



③ 基本デザイン使用上の注意事項

使用にあたっては、基本デザインから大きく外れたデザインの変更及び次の事項を原則禁止とします。

(1) たて・よこの比率を変えて使用すること



縦に長い



横に長い

(2) 一部を省略したり、改変したりして使用すること



ひげの本数の改変



パーツの変更

(3) 文字や図形を上に重ねて使用すること



図形を重ねて使用



文字を重ねて使用

④ 使用承認ができない場合

次の事項に該当する場合は、使用の承認ができませんので、ご注意ください。

- (1) 不当な利益を得るために使用し、またはそのおそれがあるとき。
- (2) 町の信用または品位を傷つけるおそれがあるとき。
- (3) ゆずにゃんのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (4) 法令若しくは公序良俗に反し、またはそのおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、思想若しくは宗教の活動に使用し、またはそのおそれがあるとき。
- (6) 申請者が富士川町暴力団排除条例(平成 24 年富士川町条例第 15 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等であると認められるとき。
- (7) 申請者が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業を行う者と認められるとき。
- (8) 申請者が特定取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者と認められるとき。
- (9) そのほか、町長が不適當であると認めるとき。

【お問い合わせ】

〒400-0592 山梨県南巨摩郡富士川町天神中條1134

富士川町役場 政策秘書課 広聴広報担当

E-MAIL: seisaku@town.fujikawa.lg.jp TEL:0556-22-7216